東海市教育基本方針

東海市教育委員会は、令和６年度（２０２４年度）にスタートする「第７次東海市総合計画」や「とうかい教育夢プランⅢ」でめざす夢の姿の実現に向け、学校教育、社会教育、文化及びスポーツの振興及び充実に努める。また、本年度も教育基本法の趣旨に基づき、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成に努めるとともに、郷土の偉人である細井平洲先生の教えと地域の伝統を継承し、新しい文化芸術の創造を目指す教育行政の推進に努める。さらに、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に向けた取組みとなるよう、少子高齢化、地域活力の低下、貧困等の社会の課題や、生きがいづくりや健康づくり、教育の質の向上という社会的ニーズに的確に対応するとともに、ＩＣＴの活用や少人数学級の推進など、国の教育制度等の動向も注視し、学習や交流、体験をとおして幸せを実感できる社会を実現するため、本市における教育の基本的な方向性を示していく。

また、「東海市教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の大綱」に定めた、基本方針の実現に向け、総合教育会議などで市長部局と連携し、教育行政の効果的な推進を図る。

学校教育

基本方針

学校は、子どもたちにとって楽しく学び、一人ひとりが認められ、互いが信頼し合い、安心して生活できる場でなくてはならない。子どもたちは、学校という学びの場をとおして、自己を成長させるとともに、集団生活をとおして社会性を身に付けていく。こうした営みは、時代が変化しようとも変わるものではない。

近年、いじめや不登校問題については、社会的な課題となっているが、本市では「東海市子どものいじめ防止条例」を具現化できるように、「いじめはどこにでも起こり得る」、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢の下、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、人間関係形成力やコミュニケーション力を養い、未然防止に努める。また、スクールカウンセラー、心の相談員の配置等により相談しやすい環境を作るとともに、スクールソーシャルワーカーを中心に様々な機関との連携・家庭への支援の強化を行い、子どもたちが抱える問題の早期発見・早期対応に努める。さらに、子どもたちの描く夢を実現するため、学習指導要領の理念である「生きる力」を育むための取組みを確実に実行するとともに、体験活動や読書活動、外国語教育・情報教育及び道徳教育等の一層の充実を図り、教員の資質と指導力を高める必要がある。

こうした現状や愛知県の学校教育の指導の方針を踏まえ、本市の学校教育の指導の方針を定め、それに基づき、子どもたち一人ひとりが、確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな体を育む教育、特に様々な体験活動をとおして課題解決のできる力を育む教育の一層の充実に努める。また、学校における業務改善を図り、教員が子どもたちと向き合う時間の確保に努め、信頼される学校づくりを推進する。さらに、都市宣言の「ひとづくりと平和を愛するまち東海市」を実現するため、子どもたちのふるさと東海市への思いを醸成するとともに、互いを尊重し、平和を愛し、命を大切にする心を育んでいくことを目指す。

指　導　の　方　針

|  |
| --- |
| １　命を尊び、心や体を鍛え、たくましく生きる力を養う。  ２　真理を求める態度と、自ら学び、深く考え、主体的に行動する力（学思行）を養う。  ３　礼節を重んじ、自らを律し、「先施の心」で、他とともに心豊かな生活を築く態度  を養う。 |

施策の重点

１　児童生徒の知育・徳育・体育の充実を図る

(1) 子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習得だけでなく、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを育み、自ら学びに向かう力を充実させるとともに、外国語教育・情報教育などの充実を図る。

また、姉妹都市交流やキャリア教育などの体験をとおして子どもたちの社会性や一人ひとりの可能性を育む教育の充実を図る。

(2) 道徳教育と体力づくり、食育を充実させ、豊かな心と健やかな体の育成に努める。

(3) 情報活用能力の育成とＩＣＴ活用教育を推進し、個別最適な学びや社会とつながる協働的な学びを実現する。

２　児童生徒の学校生活の支援を積極的に推進する

(1) 子どもたちが安心・安全な学校生活を送ることのできる環境づくりと通学時の安全確保のため、積極的に関係機関との連携を図る。学校現場への人的支援や相談支援の充実と、老朽化した学校施設の整備を「東海市学校施設建替え等に関する基本方針」に基づき、計画的に行う。

(2)「東海市子どものいじめ防止条例」及び「東海市子どものいじめ防止基本方針」に基づき、市全体としていじめ防止に取り組む体制を構築するとともに、市内小中学校においては、「学校子どものいじめ防止基本方針」により、いじめの早期発見と早期対応につなげる。また、教育委員会では必要に応じ、専門家に第三者的な立場で指導助言を受け、解決につなげていく。

(3) 不登校の児童生徒の減少に向けて、学校と連携して解決する専門家や学校以外の機関との連携の仕組みづくりにより不登校の未然防止と初期対応に努めるとともに、不登校の児童生徒の学校復帰や将来の自立に向けた取り組みに努める。

３　保護者や地域に開かれ、信頼される学校づくりを確立する

(1) 学校、家庭、地域が連携した学校づくりを推進するため、学校評価事業をとおして、学校運営の改善につなげる。

(2) これまで以上に学校、家庭、地域が連携協力して学校運営を行い、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進するため、モデル校に学校運営協議会を設置し、その効果を検証する。

(3) 地域の企業や大学との相互交流を図り、出前授業や学習支援ボランティア等を通じて、学校支援及び教職員の資質向上について連携し推進する。

社会教育・文化・スポーツ

基本方針

すべての市民が生涯にわたって自由に主体的に学習する機会を得ることができ、その成果を発揮することは、生涯学習社会の実現には欠くことのできないものである。

こうした理念の下、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学習活動の展開と支援を進めるとともに、学びの成果を生かせる場と機会の充実に努め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す。また、放課後児童対策としては、国や県の動向を注視しながら、子ども教室の活動を進めるほか、放課後児童健全育成事業においては、子どもたちが生活習慣や学習習慣を身に付けるための支援を行う。

文化においては、郷土の歴史や伝統文化の継承と発信、文化財の保存、継承と活用を図り、芸術劇場においては、引き続き文化芸術の創造拠点となるよう鑑賞事業や育成事業、にぎわいづくり事業に取り組む。

スポーツでは、本市スポーツ振興の指針となる「東海市スポーツ推進計画」に基づき、市民、行政、各種団体と連携し、一体となり、スポーツライフの充実に取り組む。

施策の重点

１　楽しみ生きがいを感じる学習の場を支援する

市民一人ひとりが、自己の人格を磨き豊かな生活を送ることができ、幼児期から高齢期までの各年代及び世代間の交流が図られる様々な体験や学習の機会と、学習成果を生かすことのできる場の充実を図るとともに、自主的で主体的な学習活動を積極的に支援する。また、「横須賀文化の発信拠点」、「映像（映画）を中心とした創造活動の場」、「多世代交流の場」をコンセプトに、創造の杜交流館を整備する。

２　子どもたちが健全に成長できる環境を充実する

子どもたちの豊かな心と健やかな体を育み、健全な成長を促すため、家庭教育の充実や学習習慣を身に付ける取組みを行い、安心・安全な居場所を確保する。また、青少年が協調性や社会性を身に付けるための自主活動の支援を進める。

３　文化に親しみ、心豊かな生活を支援する

市民の文化活動の活性化への支援と、市民が優れた文化芸術に身近に参加・体験ができ、市民参画による発表・創造活動が展開され、まち全体に賑わいがあふれるようにするため、「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいづくり」の理念を掲げ、芸術劇場において、様々な事業を実施する。さらに、文化財の保存・活用を図るとともに、細井平洲先生の嚶鳴の教えを生かした交流を通じて郷土への愛着を深める。

４　気軽にスポーツを楽しむ環境と機会を提供する

体力や年齢、障害の有無等に関わらず、気軽にスポーツに親しむことができるよう、各種スポーツ事業の充実を図るとともに、企業スポーツチームとの連携によるスポーツ教室の開催や全国大会等に出場する選手の激励等、アスリート活動の推進を行う。

また、ハーフマラソン等の広域的なスポーツイベントを開催し、スポーツによる交流を推進する。さらに、安全で快適にスポーツに親しむ場の整備に努めるとともに、今後のスポーツ施設の在り方について検討する。